

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年5月13日(木)午後1時30分～3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

家坂清子委員, 小林正一委員, 櫻井良一委員, 関根正喜委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 光野純子委員, 武藤洋一委員, 安澤礼子委員, 山崎健二委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員(以上12人)

(青木公夫委員及び五十嵐甫委員は欠席)

4 意見交換

テーマ「地域住民に身近で利用しやすい前橋家庭裁判所を目指して」のうち、『裁判所へのアクセス』及び『裁判所からの情報発信』を中心に意見交換をした。出された意見の概要は、以下のとおり。

- 裁判所の敷居は、まだまだ高いと感ずる。当事者対応等については、職員の意識改革も必要であろう。
- 出張模擬少年審判等を実施することにより、中学生に対して悪いことをして裁判を受けるような人間になると、裁判所の敷居は高いのだという法制度に対する正しい理解をさせる必要はあると思う。また逆に、裁判所には利用しやすい制度があるから大いに活用すべきという敷居の低さもアピールすべきである。
- 地域住民に身近で利用しやすい裁判所を目指してとあるが、どこまで身近になったらよいのか。

裁判所は問題が発生した場合に利用するところなので、広報活動は現在やっている程度でよいのではないかと思われる。逆に今以上のものをという考えであれば、大きな会場を借りてイベント的なことを実施するなど、これまでの既成概念を打破するような企画を考えるべきである。

- パンフレット等も広報活動に必要と思うが、作成する側が満足するほどの効果はないと思う。マスコミを利用する広報活動等に重点をおいてはどうか。
- パンフレットや裁判所の封筒に、前橋家庭裁判所の所在が分かるような地図を記載することを検討してはどうか。
- 非公開で行われる少年審判の期日簿を、マスコミ等に公開してはどうか。
少年事件でも、社会の注目を集めているものがあり、少年審判について、社会全体の関心を得ながら進行することが国民と裁判所の共通認識で一体感を持って行くことが大事である。審判の傍聴はできないが、期日簿の公開は考慮する必要があるのではないか。
- 少年事件で、被害者やその遺族等への配慮が希薄と感ずる。少年の更生保護という制度のみが進み、被害者保護が遅れている。
- 裁判官や裁判所職員は、補導委託先の方と会ったり、障害者等の各種団体と交流するようなかかわりを持ってほしい。それらの行動によって、裁判所が身近な存在になっていくと思われる。
- 人事訴訟事件が家庭裁判所に移管されたことや、参与員制度についてのピーアールが足りないのではないか。

以上